

生活保護世帯進学で給付減

学びの権利守り

貧困連鎖断て

生活保護世帯の子どもが高校卒業後に進学する「保護世帯分離」といいます。その子ども分の保護費は給付されなくなります。そうしたこともあり、金世帯と比較すると保護世帯の進学率は低いのが現状です。学ぶ権利を保障し、貧困の連鎖を断ち切るためにも進学対策が喫緊の課題です。

(岩井重紀)

「次女が専門学校に進学したら年前、月の支給額がそれまで比べて3万8千円以上マイナスになりました」

生活保護を利用してきましたで暮らす荒川公雄さん(56)はため息をつきます。「現在高1」の三女は、大学に進学し教員になることをめざしています。諦めのとは言いたくない…」

配達業を営んでいますが10年ほど前、糖尿病が悪化。廃業せざるを得なくなりました。同時に転居を迫られ、先立つものがなくなり生活保護

が悪化。廃業せざるを得なくなりました。同時期に子どもは高校卒業後は進

学せず就労すべきだとし

落とします。

経済的困難影響

は、「生活保護世帯の

「高卒で働くの当たり前」なぜ



生活保護世帯の子どもの進学率等

(%)

指標	生活保護世帯 (2016年4月1日現在)	全世帯 (直近値)
高等学校等進学率	93.3	98.8
高等学校等中退率	4.5	1.5
大学等進学率	33.1	73.2
就職率(中学校卒業後)	1.6	0.3
就職率(高等学校等卒業後)	44.3	18.2

厚生労働省の資料から作成



交流会で発言する荒川さん=さいたま市

て、保護を利用したままでの進学を認めていないのです。

「高卒後働き始める人指摘します。

厚生労働省など進学率は73・2%。これに対し生活保護世帯の場合は33・1%にとどまります。その背景には世帯分離による「経済的困難がある」と日本弁護士連合会の意見書(10月18日)は

この議論の中で、「一時金給付」の方向で検討を始めたとの報道があります。吉永教授は「給付金は、入学金などの費用の支払いには有用で一步前進ではあるものの、学費の対応まではできない」と指摘します。

日本弁連の意見書によるところに通つことができるかどうかで、生涯賃金に大きな差が生じます。

吉永教授は「貧困を連鎖させないためにも進学を認め、世帯分離しないようすべきだ」と強調します。

厚労省は来年度概算要求に「保護世帯の子どもの大手等への進学の支援」を盛り込みました。その具体策について同省は、社会保障審議会・生活困窮者自立支援及び生活保護部会での議論などを踏まえるとしています。

生涯賃金に大差

「家電製品など比較的高額な耐久消費財は、全世帯の70%以上が持つことは保護世帯が持つこととも認められる。この観点からみれば、進学が認められない理由はない」と強調します。